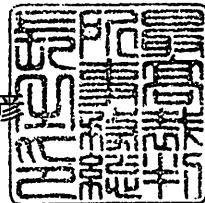


令和元年 8 月 5 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



### 理由説明書

本日付けの諮詢（要旨は下記 1 のとおり）について、下記 2 のとおり理由を説明します。

#### 記

##### 1 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、従前の司法行政文書開示手続で裁判所時報が開示されたことからすれば、本件対象文書は司法行政文書開示手続の対象となる旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

##### 2 理由

###### (1) 開示申出の内容

岸盛一最高裁判所事務総長が昭和 45 年 4 月 8 日付で出した、「裁判官は政治的色彩を帯びた団体に加入することを慎むべきである」という趣旨の談話

###### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、本件対象文書は、行政機関情報公開法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項ただし書第 1 号にいう行政文書から除外される不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに相当するとして不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

###### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

本件対象文書は、最高裁判所事務総局が発行したものであるが、一般財団法人法曹会（以下「法曹会」という。）で市販されていたものである。

一般に、市販されている書籍等は入手及び利用が容易であり、開示請求制度の対象とする必要性は乏しく、このような文書を開示請求制度の対象とした場合には図書館代わりの利用等、制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、行政機関の事務負担の面からも問題が生じるおそれがあることから行政文書から除外されている。かかる趣旨は、裁判所が保有する司法行政文書にも同様に当てはまるものである。

よって、原判断は相当である。